

「鹿兒島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱」の運用について

平成29年 3月23日 鹿兒島県 環境林務部工事監査

「鹿兒島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱」(以下、「指名要綱」という。)については、当分の間、次のとおり運用します。

1 適用範囲

本運用は、「鹿兒島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加資格審査要綱」の業務のうち、環境林務部が所管する森林土木関係建設コンサルタント業務に適用します。

2 指名の基本的な考え方

- (1) 原則として、県内に本店を有する業者(以下、「県内業者」という。)を指名します。
- (2) 県内業者の指名に当たっては、業務に必要な有資格者数など、技術力を重視して指名を行います。
なお、業務の内容によっては、地域性を考慮して指名を行います。
- (3) 特に、高度な技術力を要する業務については、当該業務の実績を有する県内業者及び県外に本店を有する業者(以下「県外業者」という。)を指名することとし、県外業者については、県内に営業所を有する業者を優先的に指名します。

3 指名の手順

- (1) 環境林務部所管の森林土木関係建設コンサルタント業務について、希望業務内容「森林土木」の欄が◎(実績あり)、○(希望)である業者を選定します。
- (2) 橋梁、海岸工事設計及び地すべり対策等については、専門分野の有資格者の保有状況や同種業務の実績を勘案し、別紙-1の要件を満たす業者を選定します。
- (3) (1)で選定した業者ごとに実績高、自己資本額、有資格者数、業務成績評定点、営業年数を基に算出した総合点数に従い選定表を作成します。
- (4) 各地域振興局及び各支庁(以下「振興局等」という。)は、選定表を基に、振興局等ごとにそれぞれの地域性を考慮した指名候補者リストを作成します。
- (5) (1)については、(4)の指名候補者リストに記載の業者のうち県内業者について、(3)の総合点数の上位順に、A、B、Cの3グループに区分します。
【A、Bグループ(各20社程度)、Cグループ】
- (6) 原則として、別紙-2において業務の難易度の区分ごとに定める指名グループの中から指名要綱別表(第2条関係)の3において設計金額の区分ごとに定める業者数を指名します。

4 その他

- (1) 振興局等は、選定表に掲載されていない業者については、管内の公共工事(国、県、市町村及び公社・公団の事業)の業務実績などを勘案して、入札契約手続運営委員会の審議を経て指名候補者リストに追加します。
- (2) 本運用は、平成29年 6月 1日以降に指名通知を行う業務に適用します。
- (3) 選定表及び指名候補者リストについては、毎年、更新を行います。

別表

業務区分	総合点数計算で使用している有資格者	
森林土木関係 建設コンサルタント業務	<p>技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による第 2 次試験のうち技術部門を建設部門, 農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る。)森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。), 応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)に合格, 又は総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。)に合格し, 同法による登録を受けている者</p>	<p>社団法人建設コンサルタンツ協会の行う RCCM 資格試験に合格し, 登録を受けている者, (社)日本森林技術協会が行う林業技士資格試験に合格し, 登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けている者, 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち検定種目を 1 級土木施工管理とするものに合格した者, 並びに測量法による測量士の登録を受けている者</p>
地質調査業務 (地すべり対策)	<p>技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)若しくは, 応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)とするものに合格, または総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。)に合格し, 同法による登録を受けている者</p>	<p>社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し, 登録を受けている者, 並びに社団法人建設コンサルタンツ協会の行う RCCM 資格試験(地質部門, 土質及び基礎部門に限る。)に合格し, 登録を受けている者</p>

業務種別	選 定 要 件
橋 梁	<p>1. 橋長20m以上50m未満</p> <p>①建設コンサルタントの登録をしている。</p> <p>②県内に本店を有している。</p> <p>③「鋼構造及びコンクリート」又は「道路」の技術士を有しているか「鋼構造及びコンクリート」のRCCMを有している。</p> <p>④過去10年間に幅員4m以上の新設橋梁（歩道橋は含まない）の実績（県内の県及び市町村事業）を複数有している。</p> <p>2. 橋長50m以上</p> <p>①建設コンサルタントの登録をしている。</p> <p>②「鋼構造及びコンクリート」の技術士を有しているか、「道路」の技術士及び「鋼構造及びコンクリート」のRCCMを有している。</p> <p>③過去10年間に幅員4m以上で橋長30mを越える新設橋梁（歩道橋は含まない）の実績（県内の県及び市町村事業）を複数有している。</p> <p>④県外に本店を有する者については、②に示した有資格者を相当数有していること。</p> <p>なお、地形の状況、その他特別の理由により、特殊な橋梁が想定される場合は、別途、事業主務課と協議する。</p>
地すべり対策 (調査を含む)	<p>①建設コンサルタントの登録をしている。</p> <p>②「土質・基礎」又は「地質」の技術士を有しているか、「土質・基礎」又は「地質」のRCCMを有している。</p> <p>③過去10年間に地すべり対策事業の調査、設計の実績（県内の県及び市町村事業）を有している。</p> <p>なお、地すべり対策事業の全体計画策定や地すべり機構の解析を踏まえた観測位置の決定など、特に高度な技術力を要する場合は、事業主務課と協議する。</p>
海岸工事	<p>1. 波浪推算を伴うもの</p> <p>①建設コンサルタントの登録をしている。</p> <p>②「港湾」の技術士又は「港湾」のRCCMを有している。</p> <p>③過去10年間に波浪推算・解析等を伴う海岸工事等の設計実績（県内の県及び市町村事業）を複数有していること、又は県外において相当な実績を有している。</p> <p>なお、県外において相当な実績を有する業者の選定に当たっては、別途、事業主務課と協議する。</p> <p>2. 波浪推算を伴わないもの</p> <p>上記1または、</p> <p>①過去10年間に波浪推算を伴わない海岸工事等の設計の実績を複数有している。</p> <p>②橋長50m以上の橋梁設計業務の選定要件を満たしている。</p>

業務種別	選 定 要 件
大規模施設等	トンネルなど 特殊業務であり，主に県外大手コンサルタントとの委託とされているが，その都度，事業主務課と協議する。

別紙－２ （業務難易度の目安）

(1) 土木関係建設コンサルタント業務（森林土木）

区分	業務の難易度	業務の内容	指名グループ
1	特に高度な技術力を要する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁工，地すべり，海岸工事 ・ その他特殊な構造物で複雑なもの 	県内A※注1
2	高度な技術力を要する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治山全体計画調査を含む治山ダム山腹工の設計，地すべり防止工 ・ 林道全体計画調査，林道開設の測量設計 	県内A
3	普通の技術力を要する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治山ダム，山腹工の測量設計 ・ 防潮護岸工※注2，森林整備，吹付緑化工 ・ 林道の改良・舗装の測量設計など 	県内A 県内B
4	普通の技術力を要する業務のうち，簡易な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕工など 	県内B 県内C

(注) 県外業者は，上記区分の1と2，及び3について，県内業者が不足する場合に指名の対象とする。

(注1) 原則として，同種業務の実績がある業者に限る

(注2) 区分3の業務の内容にある防潮護岸工は，既存調査資料等があり，構造物の形状等に変更がなく，調査を伴わない測量設計のみの場合である。

